

的裏切ヲ論シタル者、如キ公然事實無根、中傷ヨツテ、甚クソノ名譽ヲ毀損セシメ、カクノ如キハ黨自體ノ社会的名譽ヲ失墜スルモノト認ムルが故ニ、コレ我々が全國同盟ヲシテ以上ノ陳謝ヲオオシメタル所以デアアル。

昭和四年十一月二十九日

社会民衆黨本部

右調停案第一項ニ就テハ、全國同盟ハ前記本山以下八名ヲ脱党セシメテ表面義服ヲ装ヒタルモ、中二項、陳謝文發表ニ就テハ、ヨ余リ甘暗デアルカラ、今少し緩和シテ貫ヒタヒ。吾等亦愛党ノ立場カラ該問題、國内解決ヲ希望スルハ、皆申込ニホタレリ。ヨツテ中央執行委員会ハ、眞ニ愛党的立場カラノ要求懇請デアラハ、今少し緩和シテ國内ニ紛争ヲ纏ムベク古者盡力シホタス。

十二月七日の中央委員会また彼等。『愛党的立場』を諒し、此の問題の根本的解決を翌日の大会に持越したのである。然ると、大会に臨める全國同盟及び田万氏一派代議士

(第三頁)

の態度は、第一、彼等は畢竟、彼等が中央委員会に決定したる義服の立場から脱退せしめたる左翼分子の指揮命令を公然と仰いだるた事実、第二、可及的多数の自前代議士も大會会場に入れんが爲めに、代議名証の分配に就て醜態を演じ、好案を弄したること、殊に代議士資格上無資格者を入場せしめ、資格審査委員会に発見せられた事、第三、彼等は畢竟、所謂愛党的立場から中興委員の決定に義服したるが、我は演説会に於て、或は其、機関紙全國労働者新聞に於て、依然として西尾末廣等が黨幹部の事實無根なる讒侮中傷を敢てし、而して大會閉会中に於ては頻々として黨本部宛、党幹部排撃の電報を送したる事実、に依つて何ぞ愛党的立場から、我々が爲らざるのみならず、飽きで党幹部